

食品の適正表示

食品表示の偽装事件等により、食の安全に関する関心が高まっている。都は、これまでも都民が安心して食品を選択できるよう努めてきたが、引き続き関係機関と連携し、食品表示に関する監視指導の強化や普及啓発など食品表示の適正化に取り組む必要がある。

1 現状

(1) 食品表示について

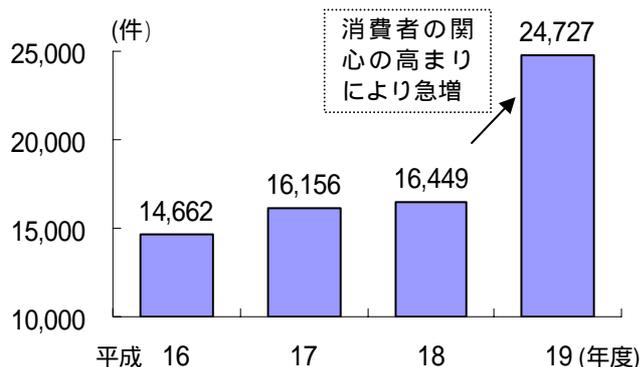
平成19年に発覚した食肉偽装や大手菓子製造業者による製造日偽装など、食品表示の不正事件が多発し、農林水産省が消費者から食品表示の情報や質問を受け付ける「食品表示110番」では、平成19年度の実績が前年に比べ2.1倍の約2万5千件に急増した(図1)。

輸入冷凍餃子による健康被害も起きたことから、「食品表示110番」には「できるだけ多くの加工食品について原料原産地表示を義務化してほしい」等の意見が寄せられた。

(2) 食の安全性に対する不安

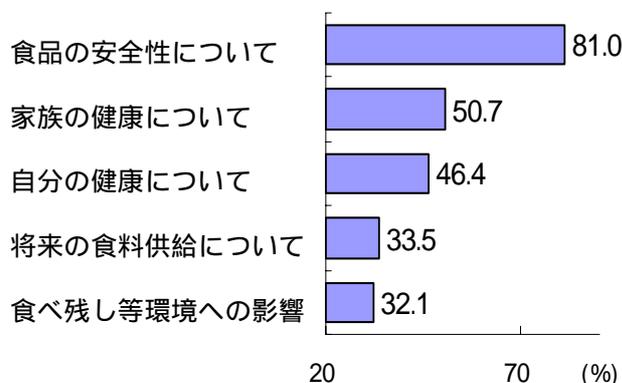
食品表示に対する信頼性が損われる中、内閣府が平成20年2月に実施した「食生活での不安の内容」に関する意識調査では、約8割の人が、食品の安全性に不安を感じていると回答した(図2)。

図1 食品表示110番の実績について



出所：農林水産省報道発表資料より

図2 食生活での不安の内容(複数回答)[上位抜粋]



出所：内閣府「食育に関する意識調査(平成20年)」より

2 食品の表示に関連する法律

食品の表示事項について規定している主な法律には、飲食による衛生上の危害の発生を防止するための「食品衛生法」や消費者が商品を選択する際に役立つための「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(「JAS法」)」がある。

食品衛生法・・・飲食による衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る。

(表示事項：添加物を含む旨、保存方法、期限表示等)

JAS法・・・消費者の商品の選択に役立つ。

(表示事項：原材料名、原産地、原料原産地名、期限表示等)

主な表示事項(事例)

生鮮食品(肉、魚、野菜、果物等)

「キャベツ」

名 称	キャベツ
原 産 地	愛知産

「パック入りマグロ刺身」

名 称	クロマグロ(刺身用)
原 産 地	インドネシア産
消費期限(*)	H20 . . .
保存方法	10 以下で保存
加 工 者	株式会社 東京都 区

加工食品(お菓子、缶詰、乳製品、冷凍食品等)

「せんべい」

名 称	米菓
原材料名	国産うるち米、塩
内 容 量	20 枚
賞味期限(*)	H20 . . .
保存方法	高温多湿は避けてください
製 造 者	株式会社 東京都 区

輸入品には原産国名を表示
一部の加工食品は原料原産地名を表示

* 期限表示 { 消費期限・品質が劣化しやすく、製造日を含めて概ね5日以内で品質が急速に劣化する食品の期限表示。
賞味期限・品質が比較的劣化しにくい食品の期限表示。

3 国の取組

平成19年12月、内閣府は「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」において、食品表示の偽装事件等の多発により高まっている国民の不安に対応するため、「食品表示不安解消作戦」を策定した。

平成20年4月には、監視取締体制を強化する「食品表示特別Gメン」の新設や国と都道府県の機関が連携する「食品表示監視協議会」を設置した。

また、同年3月、「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き」を作成し、食品業界に対して自主的な取組の推進を図っている。

食品表示不安解消作戦(主な取組)

JAS法表示の義務付け

原料供給者にもJAS法上の表示を義務づける

景品表示法改正

一定の不当表示に対する課徴金を新設

情報提供活動の強化

パンフレットを作成し情報提供活動を強化

監視取締体制の強化

「食品表示特別Gメン」(広域、重大案件に対して機動的に調査を実施する専門チーム)を新設

関係省庁による情報共有等

不適切な食品表示に関する監視強化等のため、国及び地方において協議会等を設置

平成20年4月、国民生活審議会は「生活安心プロジェクト 消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」を取りまとめた。この中で、「消費者にわかりやすい表示制度」として、食品表示に関する一般法（「食品表示法（仮称）」）の制定や期限表示等消費者の選択に資する表示の再検討が必要であるとした。

消費者にわかりやすい表示制度（ポイント）

食品表示に関する一般法（食品表示法（仮称））の制定

- ・関係法令を整理し、法執行機関を一元化する。
- ・表示の法令違反により不当な利益を得た場合は、当該利益を剥奪する。

消費者の選択に資する表示

- ・原材料の原産地表示制度や期限表示（消費期限・賞味期限）を再検討する。

食品の期限表示 半数が理解せず

「消費期限」は傷みやすい食品に使われ、「賞味期限」はおいしく食べられる期限を示すが、内閣府の「国民生活選好度調査」（平成20年2～3月）では、過半数の人が正しく理解していないことが分かった。消費期限で正答の「定められた保存方法で安全性を欠く恐れがない」を選んだ人は34%、賞味期限で正答の「定められた保存方法で品質を保つことができる」を選んだ人は46%にとどまった。 出所：平成20年5月18日 朝日新聞

COLUMN



4 都の取組

都は、「東京都消費生活条例」において、法令で規定していない一部の食品についても表示事項を規定するなど食品表示の適正化に努めてきた。平成17年3月には、東京都食品安全条例に基づき「東京都食品安全推進計画」を策定し、各局が連携して食品表示の監視・指導を行うとともに、消費生活調査員による実態調査や食品取扱事業者を対象とした食品の適正表示推進者の育成を行っている。平成19年、期限表示に係る食品の偽装事件が多発したため、平成20年3月に「平成20年度東京都食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係事業者に対して表示に関する重点的な監視指導を行っている。

表示適正化対策

JAS法に基づく表示の指導

法令に基づく調査、指導や、普及啓発を実施。

指導・相談 3,146件
（平成18年度）

消費生活調査員による調査

都民に委嘱し、JAS法に基づき、生鮮食品や加工食品等の表示を調査。

調査員数 200人

食品の適正表示推進者の育成

食品取扱事業者を対象に講習会を実施し、適正表示を推進する人材を育成。

登録者数 575人
（平成18年度）

また、平成20年1月の輸入冷凍餃子による健康被害を契機として、調理冷凍食品に対する都民の不安が深刻化したことから、4月に東京都消費生活対策審議会は「食品の原料原産地表示のあり方について」答申した。答申では、原料原産地表示を義務づける加工食品は当面「調理冷凍食品」とし、表示すべき原材料はJAS法で規定されている「生鮮食品及び生鮮食品に近い加工食品」としている。今後、消費生活条例に基づく表示事項等の指定を改正し、表示する対象を拡大していく予定である。

食品の原料原産地表示のあり方について（ポイント）

消費生活条例に基づく食品の原料原産地表示について

国に先駆けて都が原料原産地表示義務づけの対象となる加工食品の拡大に取り組むことは、大きな意義があり、都民に安心かつ適正な食品選択の方途を提供することにつながる。

原料原産地表示を行うべき加工食品について

当面、国内で製造された「調理冷凍食品」とする。

表示すべき原材料の種類について

生鮮食品及び生鮮食品に近い加工食品（JAS法で原料原産地表示が必要な20食品群及び個別の品質表示基準で規定されている4品目）に表示する。

表示すべき原材料の範囲について

原材料の重量に占める割合上位3位までのもので、原材料の重量に占める割合が5%以上。商品の特徴づける原材料を商品名に冠したもの。（例：「えびグラタン」の“えび”が対象）

表示の方法について

原則として、容器包装へ表示。（極めて困難な場合は、ホームページ等を利用）

調理冷凍食品において、原産地を表示すべき原材料



5 食品表示の適正化に向けて

食品表示の偽装事件や輸入冷凍食品による健康被害などを契機に、食の安全に関する消費者の関心が高まっている。都は、国や八都府市及び区市町村等と連携して、食品表示に関する監視指導の強化や消費者・事業者に対する普及啓発を行うなど、都民が安心して適正な食品を選択することができるよう、引き続き食品表示の適正化に取り組む必要がある。